

第4回 芝山町議会定例会

☎総務課 行政係 ☎77-3901

12月8日から11日にかけて、平成27年第4回芝山町議会定例会が開催されました。上程された議案16件と追加議案2件は全て可決されました。



■ 主な内容 ■

専決処分の承認を求めることについて (議案第1号)

耐震性貯水槽新設工事について、躯体設置にかかる準備工および掘削工などに当初見込むことができなない工種が生じ、工事費が増額した。そのため一般会計予算を専決処分したので、これを報告し承認を求める。

補正前 4,998,107千円
補正額 7,829千円
補正後 5,005,936千円

工事請負契約の変更契約の締結について (議案第2号)

当該工事の盛土について、採取予定の山砂が盛土に適さず、盛土用土砂を購入土へ変更する必要があるため、工事内容を変更する。契約の目的 (仮) 空港の見える丘整備工事

■ 工事の場所 芝山町岩山地先

■ 契約の金額

変更前 94,694,400円

変更後 99,289,800円

■ 契約の相手方 山武郡芝山町大里1553-3

■ 萩原土建株式会社

■ 代表取締役 萩原 仁

■ 工期 芝山町議会の可決を受けた日の翌日から平成28年3月25日まで

芝山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について (議案第3号)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の施行に伴い、町民の利便性や事務の効率性を確保するために必要な個人情報の利用事務について、条例を制定する。

■ 個人番号の利用範囲

①子ども医療に要する費用の全部または一部を助成する事務

②母子(父子)家庭の母(父)およびその児童に対し医療費等の一部を助成する事務

③重度心身障害者(児)等に対し医療費の一部を助成する事務

④就学援助費の支給に関する事務

⑤私立幼稚園に交付する就園奨励費に関する事務

■ 施行期日 平成28年1月1日施行

芝山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について (議案第4号)

農業委員会等に関する法律の改正を踏まえ、条例を制定する。

■ 委員の定数
農業委員 13人
農地利用最適化推進委員 7人
委員の報酬額
農地利用最適化推進委員 30,400円(月額)
※農業委員会会長および委員の額は従前のとおり

■ 施行期日 平成28年4月1日施行

芝山町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案第5号)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、住民基本台帳法の一部が改正されたため、現条例の整備を行う(第1条)。また、コンビニ交付サービスに住民票記載事項証明書の発行について追加する(第2条)。

■ 施行期日

第1条の規定は平成28年1月1日から、第2条の規定は公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

芝山町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について (議案第6号)

番号法に規定する個人番号カードを利用し、コンビニ交付サービスで印鑑登録証明書の交付が行えるよう、条例の一部を改正する。

■施行期日

平成28年1月1日施行

芝山町税条例の一部を改正する条例の制定について

(議案第7号)

平成27年度税制改正において、一定の事項について地域の実情に応じたこと、国税の基準に準拠することとし、芝山町税条例を改正する。

■施行期日

平成28年4月1日施行

芝山町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

(議案第8号)

地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されたことにより、地方税当局へ提出する申告書等の様式に、番号制度に基づく個人番号または法人番号を記載することが加えられた。そのため関連条文を整える必要が生じたので、条例の一部を改正する。

■施行期日

公布の日から施行

芝山町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(議案第9号)

コンビニ交付サービスに住民票記載事項証明書を追加するため、条例の一部を改正する。

■施行期日

公布の日から施行

芝山町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

(議案第10号)

下水道法施行令に規定する下水道を使用する特定事業者に対する排水基準のうち、トリクロロエチレンに係る排水基準が強化されたため、同施行令を引用している条例の一部を改正する。

■施行期日

公布の日から施行

山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議について

(議案第11号)

行政不服審査法に規定する機関の設置および運営について、規約第3条に共同処理する事務として追加するため関係地方公共団体と協議するにあたり議会の議決を求める。

専決処分の報告について

(報告第1号)

町道を走行中、タイヤを損傷し

た車両の物損事故について、損害賠償の額を決定し、和解したことについて報告する。

氏名 萩原 道夫(再任)
氏名 簾 節子(新任)

芝山町人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

(追加議案第1号)

芝山町人権擁護委員について、次の者を推薦したいので議会の意見を求める。

氏名 岩澤 正美

芝山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

(追加議案第2号)

芝山町固定資産評価審査委員会委員について、次の者を選任したいので議会の同意を求める。

平成27年度12月補正予算(議案第12~16号)(単位:千円)

会計名	補正の内容	補正前の額	補正後の額
一般会計(第12号)	歳入は、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金および諸収入を増額する。歳出は総務管理費、選挙費、清掃費、農業費、道路橋梁費、教育総務費および学校給食費を増額する。また、繰越明許費の設定および債務負担行為の補正を行う。	5,005,936	5,032,804
国民健康保険(第13号)	歳入は、国庫支出金、県支出金および繰越金を増額し、前期高齢者交付金を減額する。歳出は、療養諸費、葬祭諸費、償還金および還付加算金を増額し、後期高齢者支援金等を減額する。	1,345,854	1,356,897
農業集落排水事業(第14号)	歳入は、繰入金を増額する。歳出は、事業費を増額する。	72,061	72,925
公共下水道事業(第15号)	歳入は、繰入金を増額し、諸収入を減額する。歳出は、総務管理費を増額する。	418,760	418,953
介護保険(第16号)	歳入は、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金および繰越金を増額し、保険料を減額する。歳出は、介護予防サービス等諸費および基金積立金を増額する。	583,543	587,901